

利用の手引き

国立大学法人筑波大学研究基盤総合センター工作部門は学内共同教育研究施設の一つで、実験機器・装置の設計・製作やものづくりの相談、実習を通して本学の研究・教育の向上に寄与することを目的としている。

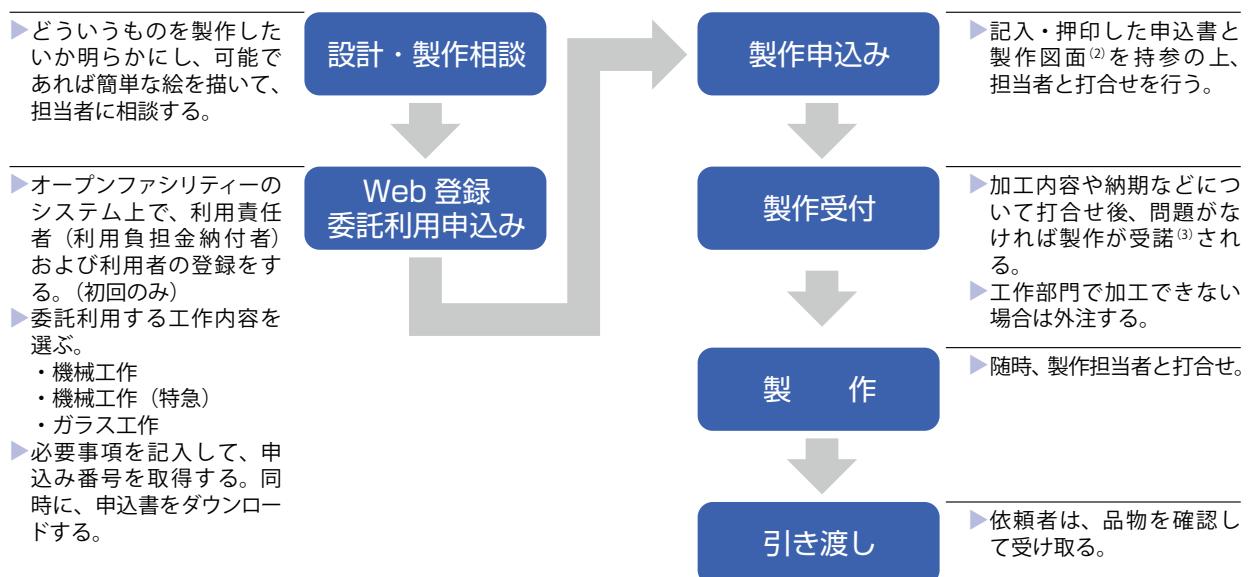
工作部門には、機械工作室、ガラス工作室、公開工作室がある。機械工作室では、汎用工作機械や数値制御（NC）工作機械による直線形状や曲線形状の機械加工、TIG溶接や銀ろう付などの溶接作業等を行っている。ガラス工作室では、手作業やガラス旋盤などによる加工や修理、精密切断機や卓上CNCフライス盤による切断作業や溝加工などを行っている。公開工作室では、利用資格を持った教職員、学生が自由に機械加工をすることができる。

また、利用方法には委託利用と共同利用がある。委託利用は、実験機器・装置の製作を工作部門に委託する利用方法である。共同利用は、オープンファシリティーに登録されている機器（主に公開工作室の機器）を自身で操作して加工する利用方法である。

工作部門の円滑な活動を確保し、できるだけ多くの人が公平に利用できるよう、ご協力をお願いしたい。

委託利用

実験機器・装置の製作を工作部門に委託する利用方法である。委託する場合は、所定の手続きに従って工作依頼の申請を行う。先ず、本学オープンファシリティーのシステムから委託利用⁽¹⁾を申し込む。委託利用の流れを以下に示す。



利用の手引き

(1) オープンファシリティーの利用

オープンファシリティーとは、国立大学法人筑波大学が保有する研究設備の有効利用を図ることにより、最先端の機器を容易に利用できるようにするシステムである。利用マニュアルは、研究基盤総合センターオープンファシリティー推進室のホームページにあり、以下のURLで参照できる。

<http://openfacility.sec.tsukuba.ac.jp/wp/riyou1/>

(2) 製作図面

工作部門ホームページ (<http://www.kou-c.tsukuba.ac.jp/>) の学内向けページに図面の書き方があり、参照できる。

(3) 委託利用のルール

利用者への公平性の確保、工作部門内にある機器の効率的運用の立場から、次のルールにより製作業務を実施する。

- ①容易に市販品で代替えできるものや規格品に準ずるものとの製作は、原則として受けない。
- ②原則的には、受付日時の順番で製作する。
- ③数量が非常に多いものについては、外注扱いとする場合がある。
- ④工作部門の機器で製作できないものは依頼者と相談の上、外注とする。

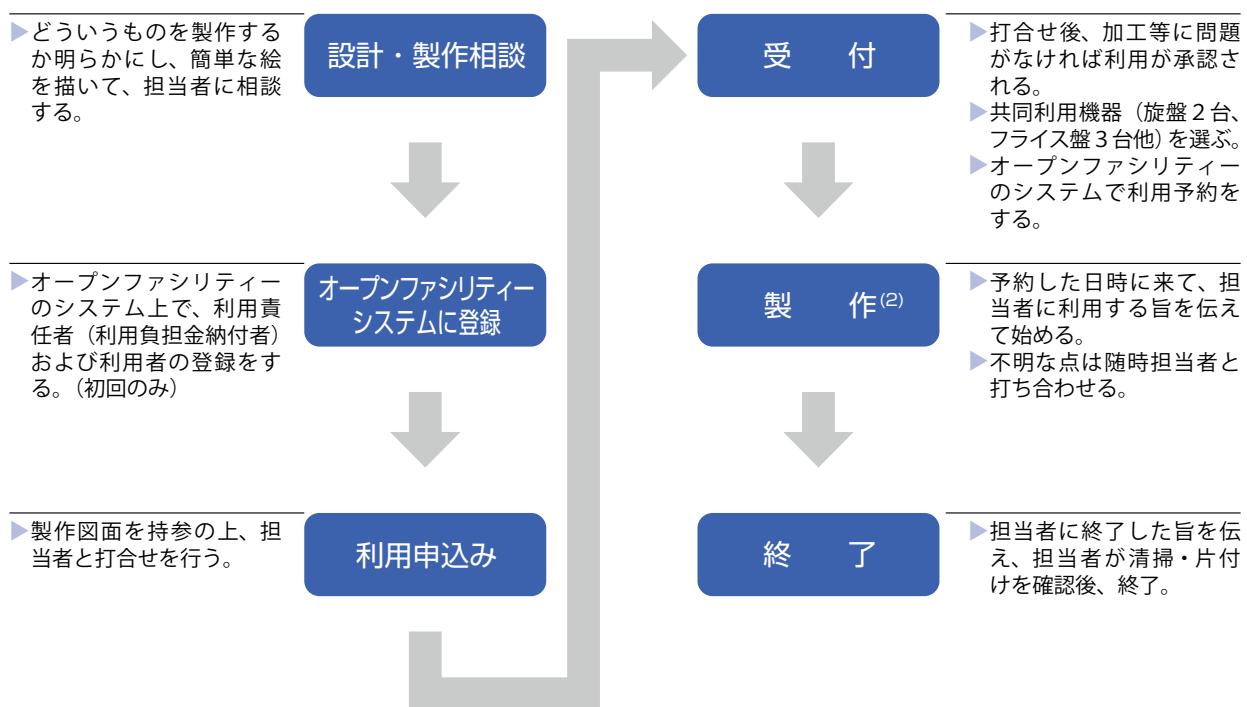
利用の手引き

※申込書の書式（黄色の部分にご記入下さい。）

申込番号	150401	受付日		受付番号	
所属部局名	<input checked="" type="radio"/> × 研究科 <input type="checkbox"/> △□ 研究系 <input type="radio"/> ○○ 専攻域、センター				
支払責任者	筑波 太朗 	依頼者	工作 一郎		
工作名	センサ保持具	工作数	3個	支給品	なし
工作図、仕様を添付の上、提出願います。					
金額	加工費		作業者氏名		
	材料費		開始日	平成 年 月 日	
	外注費		完了日	平成 年 月 日	
	その他		製品引渡	平成 年 月 日	
	経費合計		受領者氏名		
備考					
依頼者連絡先					
TEL	1234	E-mail	X1234@YZ.tsukuba.ac.jp		
筑波大学研究基盤総合センター工作部門					

共同利用

共同利用は、オープンファシリティーに登録されている機器（主に公開工作室の機器）を自身で操作して加工する利用方法である。先ず、本学オープンファシリティーのシステムを利用してオープンファシリティー登録機器の利用を申請する。共同利用は、利用者資格登録⁽¹⁾をした教職員、学生が使用できる。その具体的な手順を以下に示す。



(1) 利用者資格登録

工作機械は不注意や操作ミスにより、利用者が大きな怪我を負うことがある。また、共同で利用する機器を破損して多くの利用者に迷惑を及ぼす。このため、共同利用機器の使用を希望する利用者は、安全に正しく使用することができるよう、工作部門で実施する安全教育（半日）と操作実習（1日）を受講し、利用資格を得て登録する必要がある。

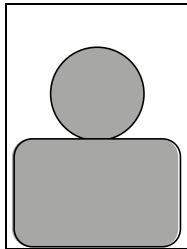
(2) 利用上の注意

- ①利用者は、オープンファシリティーのシステム上で利用希望時間を予約する。なお、予約時間をキャンセルすることはできないので、工作部門担当者とよく相談する。
- ②機器の使用に当たっては、担当者の指示に従い、正しく操作するよう留意する。不明な点は、担当者に必ず問い合わせる。中途半端な使い方は、機器損傷や人身事故を引き起こす原因となる。
- ③作業終了後は、機器・工具及び周囲の清掃を十分に行う。切り屑は分別して廃棄する。
- ④共同利用に適応しない行為が認められた場合には、利用者資格登録を抹消する。

利用の手引き

※利用資格登録申請書書式

平成 年 月 日



利用資格登録申請書（記入例）

申込承認 部局長名 茨城 次郎

(或いは指導教官)

申込者 所属部局名 ○×研究科△□専攻

職名 博士前期1年 氏名 (フガナ) 機械 硝子 

(学年)

所属研究室 茨城研 内線 1234 学籍番号 123456789

E-mail kikai2015@glass.tsukuba.ac.jp

研究基盤総合センター工作部門の共同利用機器を利用いたしましたく申込みます。

但し

工作機械使用実績：○印が該当事項です。

(イ) 経験 有り 無し

(ロ) 使用機械

旋盤 フライス盤 ボール盤

(ハ) 経験作業

旋盤：丸削 内面削 突切り ねじ切り ローレツト

フライス盤：平削 ふち削 すり割 みぞ切り

ボール盤： 穴あけ タップ立て リーマ作業

手仕上げ：けがき やすりがけ きさげ作業 板金

(二) 取扱い工具

旋盤用バイト：ハイス付刃 完成バイト 超硬バイト

フライス：エンドミル ドリル その他

(ホ) 経験年数

旋盤： 年、 フライス盤： 年、 ボール盤： **1** 年

特記事項：

※ 研究基盤総合センター工作部門記入欄

受付： 平成 年 月 日 安全講習： 平成 年 月 日

実習： 平成 年 月 日

認定： 平成 年 月 日

・登録番号： _____